

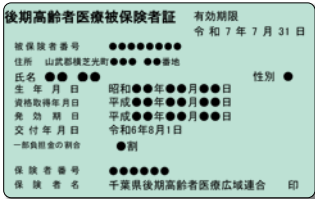
後期高齢者医療制度の 被保険者証が切り替わります

申岡住民課国保年金班
☎84-1214

後期高齢者医療は75歳(一定の障害がある方は65歳)以上のすべての方が加入する医療制度です。

8月1日から使用する新しい被保険者証(グリーン色)を、7月末日までに簡易書留で郵送します。被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。

有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し、処分してください。



▲グリーン色

医療機関の窓口で支払う自己負担金の割合

医療費の自己負担(一部負担金)の割合は、1割、2割および3割です。

自己負担割合は、8月1日から翌年7月31日までを1年度とし、その年度の前年の所得に応じて判定されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方(※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方)は、病院等での窓口負担の上限が低く抑えられ、入院時の食事代が減額されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方には、被保険者証と新しい認定証が郵送されます。

なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班へ申請してください。

3割負担の方のうち、一定の基準を満たす方についても、申請により限度額適用証が発行できます。

認定証は申請月の初日から有効です。

手続きに必要なもの

本人確認ができる証明書

(マイナンバーカード・被保険者証・運転免許証など)

健康保険証として利用登録が済んでいるマイナンバーカードにより、医療機関等の窓口で資格情報(所得区分)の確認ができる場合には限度額適用認定証等を掲示することなく、医療費の窓口負担をあらかじめ上限に抑えることができます。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまったときは、被保険者証を再発行することができます。

手続きに必要なもの

本人確認ができる証明書

(マイナンバーカード・運転免許証など)

所得区分表

自己負担割合		所得区分	
3割	現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	住民税課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同じ世帯にいる被保険者
		Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)	
		Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)	
2割	一般	Ⅱ(課税所得28万円以上)	住民税課税所得が28万円以上 ※住民税が課税されている世帯
		Ⅰ(課税所得28万円未満)	住民税課税所得が28万円未満 ※住民税が課税されている世帯
1割	市町村民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税となる被保険者(低所得者Ⅰ以外の方)
		低所得者Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる被保険者 ・世帯全員が住民税非課税であり、かつ被保険者本人が老齢福祉年金を受給していること

国民健康保険 ・ 後期高齢者医療 の被保険者証をお持ちの方へ

12月2日から被保険者証は発行されなくなり、マイナンバーカードと一体化されます

- 被保険者証とマイナンバーカードの一体化に伴い、12月2日から被保険者証は発行されなくなります。
- 12月1日時点でお手元にある有効な被保険者証は記載されている有効期限まで使用可能です。
- 被保険者証の記載事項(氏名や住所など)が変更になった場合は、有効期限を待たずに変更日から使用できなくなります。
- マイナ保険証の申し込みをされていない方などには、被保険者資格情報が記載された「資格確認書」が交付される予定です。
- 12月2日以降、被保険者証が発行されなくなった後も、加入・脱退などの手続きは必要です。

岡住民課国保年金班 ☎84-1214